

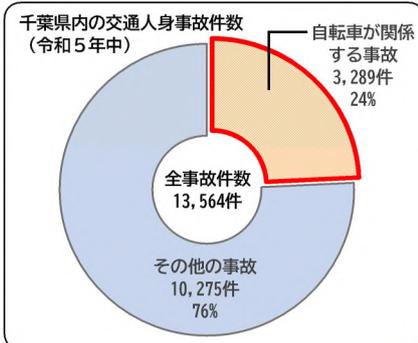


## 自転車の交通事故に注意！



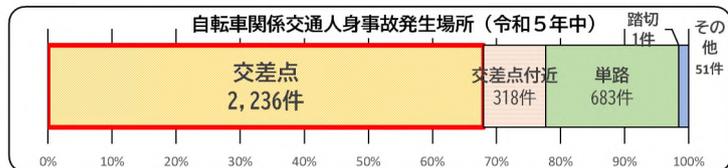
自転車は便利な乗り物ですが、スピードが出ることや、不安定なことから、少しの油断により交通事故で大けがをしたり、歩行者などにけがを負わせてしまうリスクがあります。交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、自転車を安全に楽しく運転しましょう。

### 県内の自転車事故について



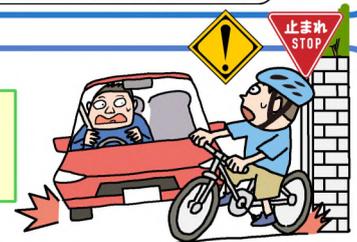
令和5年中に千葉県内で発生した交通人身事故のうちおよそ**4分の1**が「自転車に関係する事故（当事者の片方または両方が自転車）」でした。

発生場所は「**交差点**」が約**7割**を占めています。



### 自転車事故を防ぐために

自転車は「**車両（車の仲間）**」です  
標識や信号を守りましょう



#### ○ 交差点での事故を防ぐ

事故の多くは、安全確認が不十分なまま交差点に進入したために起こっています。

- ・「止まれ」の標識がある場所では、必ず**一時停止**をして、左右を確認しましょう。
- ・交差点では、交通量が少ないところでも飛び出さず、**人や車が来ないか十分確認**し、**速度を落として**通らしましょう。

#### ○ 歩行者との事故を防ぐ

歩道などで、自転車と歩行者による交通事故が発生しています。

- ・自転車は**車道通行が原則**です。車道の左端に沿って通行しましょう。
- ・「歩道通行可」の標識がある場合などは、歩道の車道寄りの部分を通ることができますが、**歩行者が優先**です。徐行（すぐ止まれるような速度）で走行し、歩道が狭い場合など歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止しなければなりません。



特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可

### もしもの事故に備えて

#### ヘルメットを着用しましょう

自転車乗用中の事故で亡くなった方が多くが、**頭部**に致命傷を負っていました。



着用は努力義務となっています  
命を守るためにヘルメットを！

#### 自転車保険に加入しましょう

歩行者と衝突して重傷を負わせ、高額な賠償を請求された事例があります。



千葉県では条例により  
自転車保険加入が義務  
となっています